

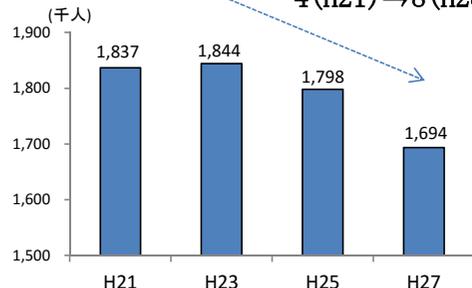
1 基本事項

- 位置付け：県が策定する統一的な国民健康保険に関する方針、市町村は本方針を踏まえた事務の実施に努める（努力義務）
- 根拠規定：改正後国民健康保険法第82条の2第1項
- 対象期間：平成30年度～平成35年の6年間（中間年である平成32年度に見直しを行う）

2 千葉県の現状と国保運営に当たっての基本的な考え方

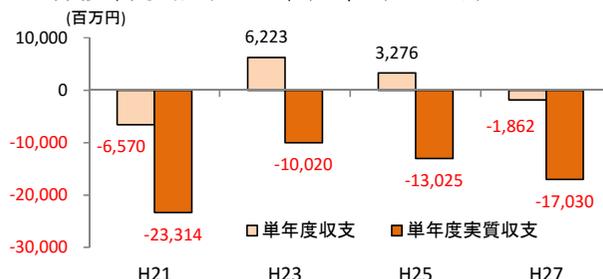
現状

- 被保険者数の減少
  - ・ 3,000人未満の小規模保険者の増加
  - 4 (H21) ⇒ 8 (H28)



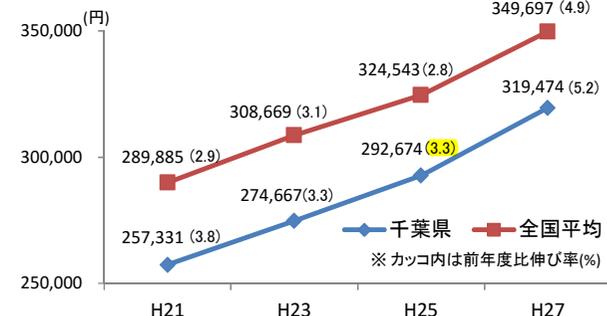
財政リスクの増加への対応が必要

- 実質収支の恒常的な赤字
  - ・ 多くの市町村で法定外一般会計繰入を実施
  - ・ 保険料収納率は全国45位 (89.53%)



計画的な財政収支の改善が必要

- 1人当たり医療費の全国平均を上回る伸び



医療費適正化の取組等により伸び幅の抑制が必要

国保運営に当たっての基本的な考え方

【基本理念】持続可能な国民健康保険制度の運営を目指して

- 被保険者（県民）・保険医療機関等・国民健康保険団体連合会・市町村・県などの国保運営上の各主体の役割、国への働きかけを記載

3 個別の取組・方針

(1) 国保の医療費及び財政の見通し

- 平成35年度までの国保医療費を推計
  - ※最新の人口推計や国の動向を踏まえ、今後推計
- 実質的な単年度収支の均衡が原則
  - ・ 地域の実情を十分に勘案し、  
「決算補填等を目的とした法定外繰入」  
⇒ 計画的な解消・削減に努める
  - 「繰上充用金」  
⇒ 一定期間内に解消
  - ・ 財政安定化基金を活用し、財政リスクに対応

(2) 保険料の標準的な算定方法

- ⇒ 国のガイドラインの原則に沿った算定方法
- 標準保険料率の算定方法
  - ・ 所得と被保険者数で算定(2方式を採用)
  - ・ 医療費・所得水準を市町村ごとに反映  
(保険料水準の県内統一は行わない)
  - ・ 標準的な収納率は市町村ごとの実績に基づき設定
- 県繰入金と特例基金を活用し、保険料負担の激変緩和を実施

(3) 保険料の徴収の適正な実施

- 目標収納率を設定、効果的な収納対策を実施
  - ※具体的な目標値は近年の収納率の推移等を踏まえ設定

(4) 保険給付の適正な実施

(5) 医療費の適正化の取組

(6) その他

- 市町村事務の効率化の推進
- 保健医療、福祉サービス等に関する施策との連携